

【県民カレッジ講座】法務局職員による 自筆証書遺言書保管制度 ・相続登記の申請義務化 に関する説明会 ～円滑な相続のために～

●自筆証書遺言書の保管について

- ・遺言書を書いたけど、どこに保管すればいいの？
- ・自筆証書遺言書保管制度の内容と、その利用方法は？



遺言書ほかんガルー

●相続登記の申請義務化について

- ・いつから義務化になるの？
- ・義務化になると、すぐに登記をしなければならぬの？



不動産登記簿簿
イメージキャラクター
「トウキツネ」

参加無料
・
事前予約

日程

令和5年6月8日(木) 7月 3日(月)
8月8日(火) 9月12日(火)

時間

10:00～11:00 (各日1回で終了)

会場

福島地方法務局・相馬支局・郡山支局・白河支局・若松支局・いわき支局の各会議室
(Web会議システムで各支局に中継します。)

説明会内容

- ・相続と遺言書の基礎知識・自筆証書遺言書保管制度
- ・相続登記の申請義務化・質疑応答

参加申込みは、お電話にて承ります。 福島地方法務局 供託課

TEL 024-534-1971

あなたと家族をつなぐ相続登記

検索

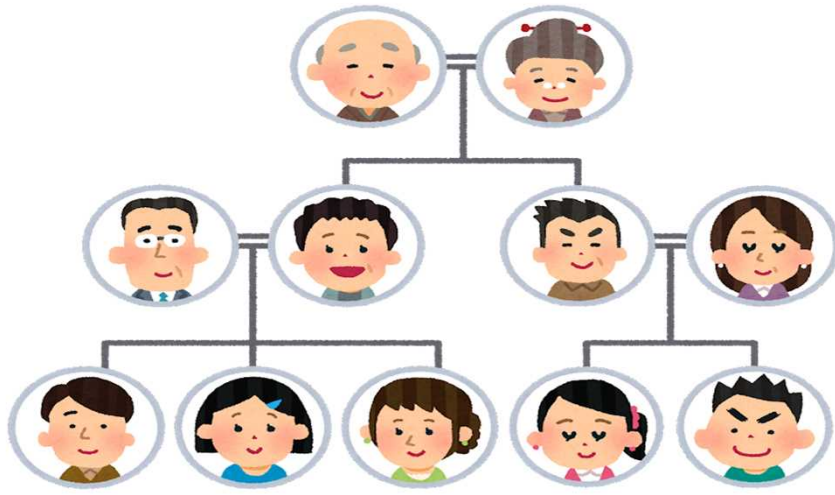


住所 〒960-8021 福島市霞町1-46 (福島合同庁舎)

遺言書保管制度

検索





1. 説明会の流れについて

福島地方法務局本局を拠点として、相馬・郡山・白河・会津若松・いわきにある支局をWeb会議システムで中継し、本局で職員が説明している様子を支局に設置した画面で御覧いただけます。

その後、説明内容について質問等があれば各支局の職員が回答いたします。

2. 申込み方法

参加は無料ですが、事前に予約が必要ですので、参加希望の方は以下の問合せ先まで電話で申込み下さい。

問合せ先 福島地方法務局供託課
電話024(534)1971

